



【発行所】一般社団法人 荏原青色申告会
〒142-0054
品川区西中延1-2-4
電話 (3783) 3494
FAX (3786) 4955
【発行責任者】会 長 櫻 井 英 夫

会 報 No. 391 令和5年 4月26日

— 令和4年度分確定申告終了 —

令和4年度も引き続きコロナ禍での確定申告期間となりましたが、会員の皆様のご協力のもと、大きなトラブルもなく無事確定申告期を終えることが出来ました。

今年度は昨年のような申告期限の延長はありませんでしたが、申告期限の3月15日までに多くの方々が無事確定申告書を提出されました。

また、土地や建物の譲渡等については事前に税務署で相談を受けて頂くこと、消費税インボイス制度の説明等については4月以降にということについて事前をお願いしたところ、多くの皆様方に協力頂き円滑に相談業務を行うことができました。ご協力ありがとうございました。

青色申告特別控除65万円を適用するには原則e-Taxで申告することが必要であることもあり、e-Taxで申告される方は年々増加していますが、東京税理士会荏原支部の先生方にご協力頂くことにより、無事希望した方々がe-Taxで送信することができました。そして、マイナンバーカードの取得率の上昇に伴い、カードを利用してe-Tax送信する方も昨年と比較して大幅に増加しました。マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身でも送信することができますので、是非取得をお勧め致します。

そして、今年も税務署の相談会場に「青色コーナー」を設置させて頂き、青色申告承認請求書の作成や、決算書の作成に関する相談業務に従事することによって、大いに「青色申告」をPRするとともにご入会をいただきました。

最後に、今回も相談時に来年の確定申告期指導日を予約して頂きました。12月末頃、ハガキにて指導日のお知らせをさせて頂く予定です。予約をしなかった方や指導を受けなかった方は、希望日をご連絡頂きますようお願い致します。



＜令和4年度確定申告期（1月21日～3月15日）報告＞

会を利用して所得税の申告書を提出された方	1,564名
会を利用して消費税の申告書を提出された方	155名
e-Taxの代理送信を利用された方	371名
e-Taxの本人送信を事務局から行った方	255名
青色コーナーをご利用頂いた方	70名
青色コーナーで青色申告申請書を提出された方	28名
この期間に新しく会に入会された方	30名

— 消費税 — もう一度、年間売上をご確認願います！

＜令和2年分(2年前)の課税売上が1,000万円を超えている方＞(コロナ給付金・協力金の売上は除きます)

令和4年分は消費税の申告が必要になります。

＜令和4年分の課税売上が1,000万円を超えた方＞

令和6年分(2年後)は消費税の申告が必要になります。

消費税申告について簡易課税か本則課税かを選択し、

簡易課税選択時には令和5年12月31日までに届出書を税務署に提出する必要があります。

※既に簡易課税の届出をされている方は再度の提出は必要ありません。

※インボイス発行事業者となり、登録番号を取得した場合は売上金額に関わらず令和5年10月分から消費税の申告が必要になります。

第25回(令和4年度)通常総会のご案内

本会通常総会を下記日程により行います。

ご出席される方は同封のハガキより出席のご連絡をお願いします。

◆ 日 時 5月23日(火) 受付 午後3時30分
開始 午後4時

◆ 会 場 スクエア荏原

※【訂正】確定申告期にお渡しした総会案内は開始が午後3時となっておりますが、**午後4時に変更**となりましたので何卒ご了承願います。

※詳細に関しては別紙総会のご案内をご参照願います。

尚、簡易版の総会議案書を今回の会報に同封しておりますが、
正式な総会議案書を必要とされる方は事前に事務局までご連絡願います。

総会にご欠席の方は委任状ハガキに署名しご返信願います。

確定申告期に委任状を提出された方は
改めて委任状ハガキの返信は必要ございません。

本総会の成立には、通常会員総数の過半数の出席が必要となりますが、今年度は定款の変更(役員定数の変更)を予定しておりますので、会員総数の2/3の出席が必要となります。
当日出席できない場合でも、委任状を提出して頂ければ出席とみなされますので、ご欠席の場合は同封のハガキにて委任状のご返信をお願いします。(ご出席の場合も同封のハガキにてご返信願います。)



都 税 だ よ り

都税がスマホ決済アプリで納付できます

📢いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。

📢スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で
納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。

📢手数料はかかりません。



利用できるアプリ (令和5年4月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください

※地方税統一QRコード (eL-QR) のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることでも納付できます。
詳細は主税局HPをご覧ください。



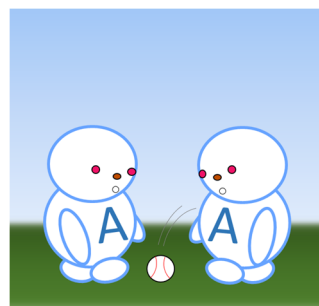
本会の行事予定

5月

- 9日(火) 第4回理事会
- 16日(火) 臨時総務事業委員会
- 23日(火) 第24回通常総会

6月

- 2日(金) 第2ブロック会長・専務
事務局長会議
- 8日(木) 記帳説明会
- 9日(金) 記帳説明会
- 20日(火) 第1回総務事業委員会
- 22日(木) 第1回組織広報委員会



人とすれ違う時、ぶつかるのを避けて思わず同じ方向によけてしまふことってありませんか？一回だけならまだしも更に逆によけようとしたら、相手もまた同じ方向に動くというフェイント合戦のようになることもあります。この現象には正式名称があり「連続回避本能」と言うそうで、人は生まれながらにぶつかるなどの危機感があるときに反射的に同じ行動をしてしまう性質があるそうです。野球などでも選手同士譲り合って結果どちらも取らずに球を落とす場合もありますよね。

私もこの現象たまにありまして、ある日の朝の通勤時に、少し違い様に右に左にとお見合いしてしまいましたが、今度は街中で自転車のよけるほうに動いてしまい、更に帰りに駅でまた同じ方に向かいすみませんと・・・何故かわからないのですが、この現象が起きる日はだいたい複数回発生し、そういう日はどうやっても相手も同じ方向にきます。もう同じ方向にくる予感をひしひしと感じます。対処法は動かず留まることらしいのですが、実践するのはなかなか難しいです。

編集後記

消費税のインボイス制度導入が近づいてきました

令和5年10月1日から「消費税のインボイス制度」が導入されるよ！

登録申請は4月以降でも間に合うことになったよ。(9月30日まで)

インボイス制度について、よくわからない方、申請するかしないか検討中の方など、ご相談は早めに青色申告会までお願いします！



インボイス制度、追加支援措置のお知らせ

小規模事業者向け 消費税の納税額が売上に対する税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とすることが**できます！

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

事例	売上700万円(税額70万)※サービス業	経費150万円(税額15万円)
実額計算の場合▶	70万円 - 15万円 = 55万円	実額計算
簡易課税の場合▶	70万円 - 35万円* = 35万円 ※70万円×50% (サービス業のみなし仕入率)	簡易課税
特例の場合▶	70万円 × 2割 = 14万円	特例

この特例を適用すれば、売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成でき、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です！

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ！

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます！

補助上限 100～250万円 (インボイス発行事業者の登録で50万円プラス) (補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内

補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等

中小事業者向け 会計ソフトの購入に補助金がでます！

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました！

補助額 ITツール ～50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※**下限額を撤廃**
PC・タブレット等 ～10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ～20万円(補助率1/2以内)

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等)

中小事業者向け 少額取引はインボイスの保存が不要です！

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日

すべての方が対象 少額な値引き・返品はインボイスの交付が不要です

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！振込手数料料分を値引処理する場合も対象です！

その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

☎0120-205-553 フリーダイヤル(無料) 受付時間 9:00～17:00(土日祝除く)

防犯意識を高めましょう！

連日のようにテレビ等で報道されている強盗被害、以前はコンビニ等が狙われるケースが多かったですが、店舗のセキュリティが充実するに従って、セキュリティ設備のない店舗や住宅に強盗が押し入るケースが増えているようです。

●強盗の手口

- ・住人の後をつけて玄関前まで近づきドアを開けた瞬間に押し入る。
- ・宅配業者や電気点検等を装ってドアを開けた瞬間に押し入る。
- ・電話をかけてきて情報を引き出したあと直接家に押し入る。

●防犯対策

- ・帰宅中は不審な人物がいないか周囲を確認する。
- ・業者等が突然訪問してきたときは簡単にドアを開けない。
- ・訪問者にはチェーンやドアガード越しに対応。
- ・電話等で聞かれても家の住所や所持金等の情報を教えない。



荏原地区でも実際に発生していますし、他人事ではありません。
会員さんからも、知らない人がトイレを借りに来たとか、知らない人が家の周囲を見回していた、怪しい電話がかかってきたというような話を実際に聞いています。

確定申告がお済みの方、見直しをしてみましょう！

税金等を少なく計算していた時 ➡【修正申告】

納めた税金が少なかったり、還付を受けた税金が多かったことに気付いた時は「**修正申告**」をして正しい金額に訂正して下さい。訂正の仕方は修正申告書(1表・2表)に必要事項を記入して提出します。(申告書第5表は令和4年分以降の修正申告には使用しません)

自主的に修正申告をした時には過少申告加算税はかかりませんが延滞税がかかる場合がありますので、なるべく早く申告して下さい。なお、新たに納めることになった税額は修正申告をする日に納めて下さい。

税金等を多く計算していた ➡【更正の請求】

税金を納めすぎていたり、還付を受けた税金が少ないことに気付いた時は証拠書類を添付の上「**更正の請求**」をして、その訂正を求めることができます。更正の請求ができるのは、原則として確定申告の法定申告期限から**5年以内**です。

確定申告期がお済みでない方

申告を忘れていた時は申告期限後も確定申告をすることができますので直ちに申告をして下さい。自主的に期限後申告をした時には、無申告加算税は軽減されますが延滞税がかかる場合があります。なお、新たに納めることになった税額は申告をする日に納めて下さい。

消費税の課税事業者であるかも一度確認しましょう

令和2年分(2年前)の課税売上高※が1,000万円を超えている方は令和4年分の消費税の申告及び納税が必要となります。上記の条件を満たす方で消費税の申告がお済みでない方は、速やかに申告及び納税をする必要があります。

※課税売上高とは…消費税が課税される取引の売上高(税抜き)と輸出取引等の免税売上金額の合計金額です。

令和2年分が消費税の課税事業者でない場合の課税売上高は税込で判定して下さい。

事務局のからのお知らせ

■事務局での**ご相談は完全予約制**とさせて頂いております。事務局ご利用の際は、お電話にて予約をお取りください。

■帳簿価格が下記の通り改定されましたので、何卒ご了承願います。(令和5年4月1日以降)

	<旧価格>	<新価格>
現金出納帳・経費帳・売掛帳・買掛帳	1200円	→ 1,210円
不動産帳簿	700円	→ 770円
集計表・インデックス	100円	→ 110円

青色申告会が行った[固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続要望]が令和4年度も実現しました！

令和4年度も下記の軽減措置の継続が決定しました。

- 小規模住宅用地(200㎡まで)の都市計画税の税額を2分の1とする軽減措置
- 小規模非住宅用地(400㎡以下の土地のうち200㎡まで)の固定資産税と都市計画税を2割減額する減免措置
- 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げる軽減措置

青色申告会の会員の皆様、陳情ハガキによるご協力ありがとうございました。この軽減措置は23区内に所在する土地が対象となりますので、会員の皆様だけでなく多くの皆様の税負担が軽減されていることになります。青色申告会は今後も税制に対する要望運動を展開してまいります。